**第２章**

**障害のある人を取り巻く現状**

## １　障害者手帳等の所持状況

###  **人口**

令和５年３月31日現在、富山市の人口は407,542人であり、若干減少傾向にあります。これを年齢階層別にみると、18歳未満は57,583人（14.1％）、18歳以上65歳未満は227,110人（55.7％）、65歳以上は122,849人（30.1％）です。18歳未満と18歳以上65歳未満は減少が続き、65歳以上は令和３年をピークに減少に転じています。

##### 　人口の推移（各年３月31日現在）

資料：富山市住民基本台帳

###  **障害者手帳等の所持者数**

#### **① 身体障害者手帳所持者**

身体障害者手帳は、肢体や視覚、聴覚、音声、言語などの機能のほか、心臓やじん臓、呼吸器、ぼうこう・直腸、小腸、肝臓、免疫などの身体内部の機能に障害のある人に対し、都道府県または指定都市、中核市より交付されます。令和５年３月31日現在、富山市の身体障害者手帳所持者は17,437人であり、年々減少しています。これを年齢階層別にみると、18歳未満は252人（1.4％）、18歳以上65歳未満は3,524人（20.2％）、65歳以上は13,661人（78.3％）となっています（図表２－２）。なお、年齢別人口1,000人あたりの人数は65歳以上で多いものの、減少しています（図表２－３）。

##### 　身体障害者手帳所持者数の推移（各年３月31日現在）

##### 　年齢別人口1,000人あたりの身体障害者手帳所持者数の推移（各年３月31日現在）

資料：富山市障害福祉課

令和５年３月31日現在の身体障害者手帳所持者を障害の種類別にみると、肢体不自由が8,078人（46.3％）と最も多く、次いで、内部障害が6,919人（39.7％）となっています。障害の等級別では、重度障害（１・２級）が6,937人と、全体の39.8％を占めています。

##### 　身体障害者手帳所持者の障害の種類別・等級別構成（令和５年３月31日現在）

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | １級 | ２級 | ３級 | ４級 | ５級 | ６級 | 合計 |
| 令和５年 | 4,531  | 2,406  | 4,347  | 4,433  | 698  | 1,022  | 17,437  |
| 26.0  | 13.8  | 24.9  | 25.4  | 4.0  | 5.9  | 100  |
| 視覚障害 | 306  | 279  | 66  | 69  | 119  | 53  | 892  |
| 34.3  | 31.3  | 7.4  | 7.7  | 13.3  | 5.9  | 100  |
| 聴覚・言語等機能障害 | 99  | 292  | 226  | 326  | 6  | 599  | 1,548  |
| 6.4  | 18.9  | 14.6  | 21.1  | 0.4  | 38.7  | 100  |
| 肢体不自由 | 1,518  | 1,655  | 1,540  | 2,422  | 573  | 370  | 8,078  |
| 18.8  | 20.5  | 19.1  | 30.0  | 7.1  | 4.6  | 100  |
| 内部障害 | 2,608  | 180  | 2,515  | 1,616  | － | － | 6,919  |
| 37.7  | 2.6  | 36.3  | 23.4  | － | － | 100  |

※上段の単位は人、下段は障害の種類ごとの等級別構成比（％）

資料：富山市障害福祉課

#### **② 療育手帳所持者**

療育手帳は、児童相談所または知的障害者更生相談所において知的障害と判定された人に対し、居住地の市町村を通じて都道府県または指定都市より交付されます。令和５年３月31日現在、富山市の療育手帳所持者は3,295人であり、年々増加しています。年齢階層別にみると、18歳未満は675人（20.5％）、18歳以上65歳未満は2,337人（70.9％）、65歳以上は283人（8.6％）となっています（図表２－５）。なお、年齢別人口1,000人あたりの人数は65歳未満で多く、増加しています（図表２－６）。

##### 　療育手帳所持者数の推移（各年３月31日現在）

##### 　年齢別人口1,000人あたりの療育手帳所持者数の推移（各年３月31日現在）

資料：富山市障害福祉課

令和５年３月31日現在の療育手帳所持者を等級別にみると、重度（Ａ判定）の障害は1,194人で、全体の36.2％を占めています。

##### 　療育手帳所持者の等級別構成（令和５年３月31日現在）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 18歳未満 | 18歳以上65歳未満 | 65歳以上 | 合計 |
| 令和５年 | 675  | 2,337  | 283  | 3,295  |
| 20.5  | 70.9  | 8.6  | 100  |
| Ａ | 193  | 911  | 90  | 1,194  |
| 16.2  | 76.3  | 7.5  | 100  |
| Ｂ | 482  | 1,426  | 193  | 2,101  |
| 22.9  | 67.9  | 9.2  | 100  |

※上段の単位は人、下段は等級ごとの年齢別構成比（％）

資料：富山市障害福祉課

#### **③ 精神障害者保健福祉手帳所持者**

精神障害者保健福祉手帳は、統合失調症やてんかん、気分障害（双極性障害等）、高次脳機能障害などにより、一定の精神障害の状態にあると認定された人に対し、居住地の市町村を通じて都道府県または指定都市より交付されます。令和５年３月31日現在、富山市の精神障害者保健福祉手帳所持者は3,825人であり、年々増加しています。年齢階層別にみると、18歳未満は67人（1.8％）、18歳以上65歳未満は2,907人（76.0％）、65歳以上は851人（22.2％）となっています（図表２－８）。なお、年齢別人口1,000人あたりの人数は18歳以上65歳未満で多く、増加しています（図表２－９）。

##### 　精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（各年３月31日現在）

##### 　年齢別人口1,000人あたりの精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（各年３月31日現在）

資料：富山市障害福祉課

令和５年３月31日現在の精神障害者保健福祉手帳所持者を等級別に見ると、１・２級が2,719人で、全体の71.1％を占めています。

###### 　精神障害者保健福祉手帳所持者の等級別構成（令和５年３月31日現在）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 18歳未満 | 18歳以上65歳未満 | 65歳以上 | 合計 |
| 令和５年 | 67  | 2,907  | 851  | 3,825  |
| 1.8  | 76.0  | 22.2  | 100  |
| １級 | 1  | 102  | 150  | 253  |
| 0.4  | 40.3  | 59.3  | 100  |
| ２級 | 34  | 1,852  | 580  | 2,466  |
| 1.4  | 75.1  | 23.5  | 100  |
| ３級 | 32  | 953  | 121  | 1,106  |
| 2.9  | 86.2  | 10.9  | 100  |

※上段の単位は人、下段は等級ごとの年齢別構成比（％）

資料：富山市障害福祉課

#### **④ 難病患者**

難病は、原因が不明で治療方法が確立していない疾病をいい、このうち国（厚生労働省）が指定する特定の疾病の患者に対して、医療費の助成が行われていましたが、平成27年１月より、「難病の患者に対する医療費等に関する法律」（以下「難病法」といいます。）における指定難病の患者に対して、医療費の助成が行われています。令和４年度の富山市の特定医療費（指定難病）の受給者は3,249人であり、横ばい傾向にあります。なお、特定医療費（指定難病）は338の疾病が対象となっていますが、障害者総合支援法では366の疾病が対象となっています。

###### 　特定医療費（指定難病）受給者証所持者数（県単独制度分を含む）の推移

※対象は、平成27年１月に56疾病から110疾病となり、その後も継続的に見直しが行われ、令和３年11月には338疾病に拡大

資料：富山市保健所事業概要

#### **⑤ 小児慢性特定疾病患者**

治療期間が長く、医療費負担が高額となる児童の慢性疾病の患者に対しては、児童福祉法に基づき、小児慢性特定疾患治療研究事業として医療費の助成が行われていましたが、平成27年１月より、小児慢性特定疾病医療費として助成が行われています。令和４年度の富山市の小児慢性特定疾病医療費の受給者は297人であり、横ばい傾向にあります。

###### 　小児慢性特定疾病医療費受給者証所持者数の推移

※対象は、平成27年１月に514疾病から704疾病となり、その後も継続的に見直しが行われ、令和３年11月には788疾病に拡大

資料：富山市保健所事業概要

#### **⑥ 発達障害のある人**

発達障害は、発達障害者支援法において、自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、その他これに類する脳機能障害で、その症状が通常低年齢において発現するものと定義されています。なお、広汎性発達障害ではなく、自閉症スペクトラムや自閉症スペクトラム障害と呼ばれることもあります。また、発達障害のある人は、知的障害を伴うこともあり、療育手帳を所持する人もいるほか、精神障害者保健福祉手帳を所持する人、手帳を取得できない人もいます。したがって、発達障害のある人の数を正確に把握することは困難な状況です。

　　　　　 

資料：政府広報オンライン

#### **⑦ 高次脳機能障害のある人**

高次脳機能障害は、事故や病気などにより脳に損傷を受け、その後遺症として記憶・注意・遂行機能、社会的行動といった認知機能（高次脳機能）が低下した状態とされています。 具体的には「会話がうまくかみ合わない」、「段取りをつけて物事を行うことができない」等の症状がみられますが、 外見からは障害がわかりにくいことが多く、十分な理解が得られている状況にはありません。高次脳機能障害のある人の支援については、国（厚生労働省）の「高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業」により、各都道府県において、病院などの支援拠点機関に相談支援コーディネーター（社会福祉士、保健師、作業療法士等）を配置し、専門的な相談支援、関係機関との連携、調整が図られています。

#### **⑧ 医療的ケアを必要とする児童の状況**

医療的ケアを必要とする児童（以下、「医療的ケア児」といいます。）とは、日常生活や社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠な児童（18歳以上の高校生等を含む）のことをいいます。また、医療的ケアとは、人工呼吸器による呼吸管理や喀痰吸引などの医療行為をいいます。令和３年６月には、医療的ケア児の健やかな成長とその家族の離職の防止を図るため、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が制定されました。令和５年４月１日現在、富山市には88人の医療的ケア児がいると推定しています。これを医療行為の内容別にみると、経管栄養が49人（55.7％） と最も多く、次いで、吸引（口鼻腔・気管内）が38人（43.2％）、酸素療法が23人（26.1％）などとなっています。

###### 　主な医療行為の内容別医療的ケア児数（令和５年４月１日現在の推定）

|  |  |
| --- | --- |
| 医療的ケア児 | 88人 |
|  | 人工呼吸器管理 | 20  |
|  | 気管切開管理 | 19  |
|  | 鼻・咽頭エアウェイ管理 | 1  |
|  | 酸素療法 | 23  |
|  | 吸引（口鼻腔・気管内） | 38  |
|  | ネブライザー管理 | 10  |
|  | 経管栄養（経鼻、胃ろう、食道ろう、腸ろう） | 49  |
|  | 中心静脈カテーテル管理（中心静脈栄養、肺高血圧症治療薬、麻薬など） |  1  |
|  | 皮下注射（持続皮下注射ポンプ使用含む） | 1  |
|  | 血糖測定（持続血糖測定器によるものを含む） | 13  |
|  | 導尿 | 6  |
|  | 排便管理（人工肛門（消化管ストーマ）、摘便、洗腸、浣腸） | 9  |
|  | その他 | 5  |

※複数の医療的ケアが必要な児童もいるため、各項目の合計数と医療的ケア児の総数は合わない

資料：富山市こども健康課（関係機関等への聞き取り調査から推定）

## ２　福祉サービスの利用状況

#### **(1) 障害福祉サービスの利用者**

#### **① 障害福祉サービス支給決定者**

障害福祉サービスを利用するためには、サービスの支給決定と受給者証の交付を受ける必要があります。令和５年３月31日現在、富山市の障害福祉サービス支給決定者は3,333人であり、年々増加しています（図表２－14）。このうち、障害のある児童を除くと3,216人で、これを障害の種類別にみると、身体障害が784人（24.4％）、知的障害が1,392人（43.3％）、精神障害が1,031人（32.1％）、難病が９人（0.3％）となっています（図表２－15）。

###### 　障害福祉サービス支給決定者数の推移（各年３月31日現在）

資料：富山市障害福祉課

###### 　障害福祉サービス支給決定者の障害の種類別構成（令和５年３月31日現在）

※障害のある児童を除く

資料：富山市障害福祉課

#### **② 障害支援区分認定者**

障害福祉サービスのうち、図表２－16のサービスを受けるためには、障害支援区分の認定が必要となります。障害者総合支援法の障害支援区分は、区分１から６までとなっています。令和５年３月31日現在、富山市の障害支援区分認定者は2,024人であり、障害福祉サービス支給決定者数の60.7％を占めています（図表２－17）。なお、障害支援区分認定者は、18歳以上の障害のある人です。18歳未満の障害のある児童は、発達段階にあり、時間の経過とともに障害の状態が変化すること、乳児期は通常必要となる育児上のケアとの区別が必要なことなど、検討課題が多く、使用可能な指標が存在しないことから、障害支援区分は設けていません。

###### 　障害支援区分の認定が必要なサービス

|  |  |
| --- | --- |
| サービス名 | 該　当　区　分 |
| 居宅介護 | 区分１以上（通院等介助（身体介護を伴う）は区分２以上） |
| 重度訪問介護 | 区分４以上 |
| 重度障害者等包括支援 | 区分６ |
| 行動援護 | 区分３以上 |
| 生活介護 | 区分３以上（50歳以上は区分２以上） |
| 療養介護 | 区分５以上 |
| 短期入所 | 区分１以上 |
| 施設入所支援 | 区分４以上（50歳以上は区分３以上） |
| 共同生活援助（グループホーム） | 入浴、排泄又は食事等の介護を伴う場合、区分認定が必要 |

※サービスの利用にあたっては、区分の認定に加え、該当条件がある場合もあります。

###### 　障害支援区分認定者数の推移（各年３月31日現在）

資料：富山市障害福祉課

#### **(2) 地域生活支援事業の利用者**

地域生活支援事業のうち、移動支援事業や地域活動支援センター（Ⅱ型）事業、訪問入浴サービス事業、日中一時支援事業を利用するためには、サービスの利用決定と受給者証の交付を受けなければなりません。令和５年３月31日現在、富山市の地域生活支援事業利用決定者は1,036人であり、障害福祉サービス支給決定者数の31.1％となっています。

###### 　地域生活支援事業利用決定者数の推移（各年３月31日現在）

資料：富山市障害福祉課

#### **(3) 障害児通所支援の利用者**

障害児通所支援を利用するためには、サービスの支給決定と受給者証の交付を受ける必要があります。令和５年３月31日現在、富山市の障害児通所支援支給決定者は1,426人であり、平成30年の1.7倍以上と急増しています。なお、障害者手帳等を所持していない児童については、医師の診断書や意見書を参考に支給決定を行っています。

###### 　障害児通所支援支給決定者数の推移（各年３月31日現在）

資料：富山市こども健康課

## ３　障害のある人のニーズ等

計画の策定にあたり、障害のある人のニーズ等を把握するために、令和５年10月に障害者団体を対象にアンケート調査を実施しました。

##### 図表２－20　アンケート調査を実施した障害者団体

|  |
| --- |
| 対象団体（８団体） |
| 富山市身体障害者協会富山市肢体不自由児者父母の会富山市視覚障害者協会富山市聾唖福祉協会富山市心臓病の子どもを守る会こばと会（富山市障害者（児）父母の会）富山市手をつなぐ育成会富山市精神障害者家族会等連絡会 |

障害者団体へのアンケート調査において、障害福祉サービス等や障害児通所支援等の一層の充実に向け、主に次のような意見等をいただきました。

#### **① 障害のある人の個々のニーズに対応したサービス提供体制等の整備に関すること**

・サービスの提供にあたっては、障害のある人それぞれで必要としていることが異なるため、本当に必要としていることを理解して対応してほしい。

・利用者のニーズを踏まえた利用量（時間）を支給してほしい。

・様々な分野で人材が不足しており、福祉の担い手について懸念される。

・同行援護のヘルパーや相談支援専門員を増員してほしい。

#### **② 障害の特性に配慮した意思疎通や情報取得のための支援に関すること**

・ＩＴ機器等の利用をサポートしてくれる人材の育成やＩＴ機器等をいつでも利用できる場づくりを進めてほしい。

・読み書きサポートヘルパーを育成してほしい。

・（聴覚障害のため電話することが難しい場合もあるので）案内等にＦＡＸ番号やメールアドレスを記載してほしい。

#### **③ 発達障害のある人等の支援体制の整備に関すること**

・発達障害に対する理解と配慮が必要である。

・人材（支援者）を養成する必要がある。

・コミュニケーション支援を担う専門職を養成、配置する必要がある。

#### **④ 高次脳機能障害や強度行動障害のある人の支援体制の強化に関すること**

・障害に対する理解、そのためのふれあう機会や相談・サポート体制が必要である。

・人材を養成、確保する必要がある。

・コミュニケーション支援を担う専門職を養成、配置する必要がある。

#### **⑤ 障害のある人の就労やスポーツ、文化芸術などの社会参加活動に関すること**

・楽しくスポーツができる機会や場があるとよい。

・様々な芸術に触れることのできる機会や場が増えるとよい。

・会場の確保が難しい。

#### **⑥ 日常生活や社会生活における障害に対する理解や配慮に関すること**

・白杖を使用して道を歩いていても、ぶつかったり、障害物が置いてあったりすることがある。

・（視覚障害により）読めない書類を渡され、ここに書いてほしいと言われることがある。

・手助けをお願いしても、何を言っているのかという顔をされることがある。

・啓発のための人材（支援者）を育成する必要がある。

#### **⑦ 障害のある児童の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進に関すること**

・無理解や偏見を解消する必要がある。

・周囲の理解や支援方法の啓発が必要である。

・日常的な交流（子どもの遊び場等のインクルーシブ化）を推進する必要がある。

#### **⑧ その他、障害福祉施策の充実に関すること**

・災害時に避難勧告等の情報が得られない聴覚障害のある人への支援にもつながるため、地域ごとに手話講座が開催されるとよい。